

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 97 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

企業結合に関する義務的届出（制度導入の傾向）

[Japan Practice 紹介サイト](#)



最近、Australian Competition and Consumer Commission（ACCC）から連邦政府に対して、新たな企業結合届出制度を広範に設計すべきであるとの提案がなされたとの報道がありました。ACCC は、以下のいずれかに該当する全ての取引について届出を義務付けることを提案しています。

1. 売上が 4 億豪ドル以上の当事者（取引額に関係なく）が関与する
2. 3,500 万豪ドル以上の価値の取引

Mergermarket によると、過去 12 ヶ月間に発表されたオーストラリアをターゲットとする 583 件の取引のうち、295 件が 3,500 万豪ドル以上の取引でした。すなわち、ACCC の提案が実現すれば、過去 1 年間に発表されたオーストラリアをターゲットとする案件のうち、約 295 件が少なくとも上記 2. の基準に該当することになります。ACCC の提案が実現した場合、多くの M&A 案件が、届出義務が課される取引となる可能性があるといえます。ACCC と連邦政府の今後の動向に注意していくことが重要です。

本稿では、ACCC の主な提案内容につき、概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

企業の違反行為に対する罰金の上限の引き上げについて（会社法・消費者法）

2018 年以降、会社法・消費者法の改正により、企業の違反行為に対する罰金の上限が引き上げられ、以下のいずれか大きい金額となりました。

- 5,000 万豪ドル（1,000 万豪ドルからの引き上げ）
- 不当利益の金額が評価できる場合：不当利益の 3 倍（変更なし）
- 不当利益の金額が評価できない場合：違反行為期間の売上高の 30%（年間売上高の 10%からの引き上げ）

また、企業の贈収賄に関する最近の裁判では、刑法上の罰金の上限の評価方法が議論され、費用等を控除した利益（net benefit）ではなく、総額（total gross amount）で評価すべきと判断されました。今後は会社法・消費者法における罰金の上限の評価に関しても、同様の議論が展開される可能性があります。

本稿では、これらの詳細について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

気候変動に関連する訴訟について（環境）

NSW 州独立計画委員会（IPC）が許可した Narrabri 炭鉱の拡張計画に対して、気候変動への影響を考慮すべきとの観点から、同プロジェクトの拡張に関する許可の取り下げを環境団体が提訴しましたが、裁判所は拡張計画の承認が不合理なもの（legally unreasonable）ではなかったと判断し、棄却しました。

今回は環境団体の主張が成立しなかったものの、オーストラリアでは環境問題に関する訴訟は増加傾向にあると考えられるため、今後も気候関連リスクを適切に評価し対応することが重要です。

本稿では、これらの詳細について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

グリーンウォッシュに関するガイドライン（環境）

実態が伴わないにもかかわらず、環境に配慮しているかのように見せること（グリーンウォッシュ）が近年問題となっていますが、この度 Australian Competition and Consumer Commission（ACCC）はガイドライン（ドラフト）を公表しました。グリーンウォッシュと見なされるリスクを低減するために、主に以下のような点に留意することが推奨されています。

- 合理的根拠に基づいた正確なデータ・重要な情報等を適切に開示する
- 曖昧な表現を避け、第三者にされた認証等を使用する
- カーボンニュートラル・ネットゼロに関連するベースラインや温室効果ガスの排出量等に関して、具体的に明確な方法で評価する
- 持続可能な社会への移行における排出量削減の目標設定等に関して、合理的な根拠に基づいて定量的に評価する

本稿では、これらの詳細について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

外資による対豪投資の状況（外資投資）

財務省（The Treasury）はオーストラリアに対する海外からの投資の状況を四半期毎にアップデートしており、直近の対豪投資案件の統計が公表されました。

国別では、2022-2023 年において、1 位は米国（3,150 億豪ドル）、2 位はカナダ（1,270 億豪ドル）3 位はシンガポール（1,080 億豪ドル）、4 位は中国（840 億豪ドル）で、日本は 9 位（230 億豪ドル）でした。

業界別では、2023 年 1-3 月において、1 位は金融業界（1,250 億豪ドル）、2 位はサービス業界（770 億豪ドル）3 位は不動産業界（560 億豪ドル）、4 位は製造および電力ガス業界（180 億豪ドル）でした。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、今年の 7 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されることを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



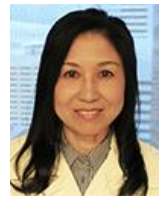
ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com